○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、財務省、告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ(2)の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

1　租税特別措置法施行令（次項において「令」という。）第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ(2)に規定する業務又は事業及び所轄庁は、別表の上欄に掲げる公益法人等（同項に規定する公益法人等をいう。次項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2　令第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ(2)に規定する管理の方法は、次に掲げる要件を満たすことにつき、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁の証明を受けた基金（以下この項において「基金」という。）に組み入れる方法とする。

一　当該基金が、他の経理と区分して整理されていること。

二　当該基金が、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる業務又は事業に充てられることが確実であること。

三　贈与又は遺贈（次号において「贈与等」という。）に係る財産の当該基金への組入れ、当該基金に組み入れた財産の運用、当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理運営に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること。

四　当該基金に組み入れる財産の種類、当該贈与等の時における価額（当該贈与等に係る財産の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該資産の種類及び取得価額）及びその他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって、監事の監査を受けたものについて、毎事業年度終了後三月以内に、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の四月一日から五年間、当該公益法人等の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の日が人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）附則第六条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における別表国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の項の規定の適用については、同項中「第十八条第一号」とあるのは、「第十八条第一項第一号」とする。

別表

公益法人等	業務又は事業	所轄庁
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十二条第一項第一号から第五号までに掲げる業務	文部科学大臣
大学共同利用機関法人	国立大学法人法第二十九条第一項第一号から第四号までに掲げる業務	文部科学大臣
公立大学法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第二号に掲げる業務（出資に係るものを除く。）	文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあっては、当該認可をした都道府県知事）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務	文部科学大臣
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一項第一号イからニまで、第三号及び第四号に掲げる業務	厚生労働大臣
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一号から第九号までに掲げる業務	文部科学大臣
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）第十一条第一号から第六号までに掲げる業務	国土交通大臣
国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第一号から第六号までに掲げる業務	文部科学大臣
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第十八条第一号から第七号までに掲げる業務	文部科学大臣
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）第十二条第一号、第二号及び第六号に掲げる業務	国土交通大臣
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）第十一条第一号及び第二号に掲げる業務	農林水産大臣
国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）第十一条第一号及び第二号に掲げる業務	環境大臣
国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及び同条第二項に規定する業務	厚生労働大臣